



第3章 目標達成に向けた 施策の展開

基本 目標 1

良好な 生活環境を 守りはぐくむ

第3章

目標達成に向けた
施策の展開

イメージ・ビジョン

私たちの身の回りには、すがすがしい空気や水があり、健康的に暮らすことができます。愛着のある街並みにはみどりがあふれ、野鳥をはじめとする様々な生き物が見られ、都会の中でも季節を感じることができます。

こうした将来像を目標に、日々の生活や事業活動が、大気や水、そして多様な生き物を含む自然環境にどのような影響を与えているかを一人ひとりが理解し、知恵を出し合い、お互いが協働して環境配慮に取り組むための意識を定着させ、健康を享受できる地域の良好な生活環境の保全・維持を目指します。

良好な生活環境を守りはぐくむ



このイラストはイメージの一例です。

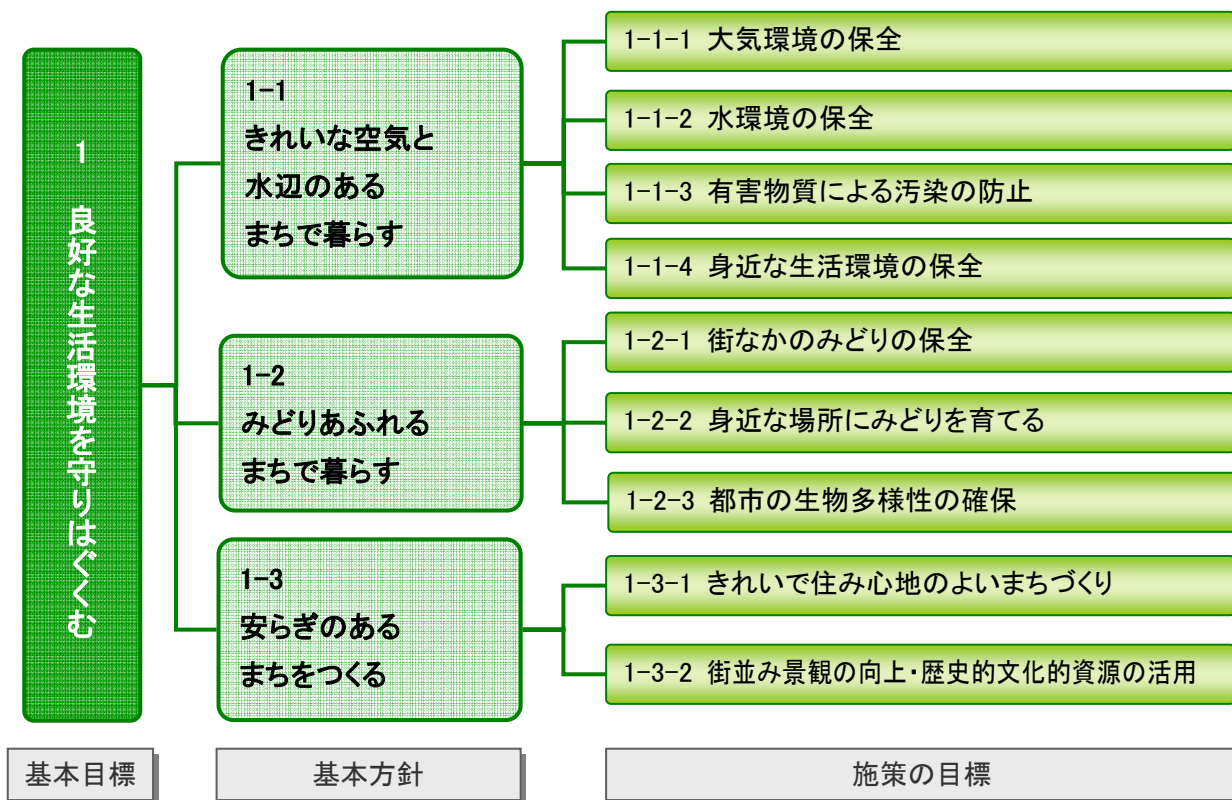
課題と方向性

区では、大気、水など身近な生活環境や、みどりを中心とした自然環境の改善に取り組んできましたが、騒音・振動などの問題が依然として残されています。

また、公園整備や屋上緑化等を推進してきましたが、人口増加の影響もあり、前回の計画の指標とした「一人当たりの公園面積」は、計画目標には届いていない状況です。

目黒区は住宅地が7割以上を占める「住環境都市」であることから、すがすがしい空気や水、みどり豊かで様々な生き物が生息する住環境をはぐくむことが重要です。

基本目標1では、「きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす」、「みどりあふれるまちで暮らす」、「安らぎのあるまちをつくる」の3つの基本方針を定め、生活環境や生物多様性も含めた都市環境の保全を通じて区の環境そのものの質を高めます。



基本方針 1-1

きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす

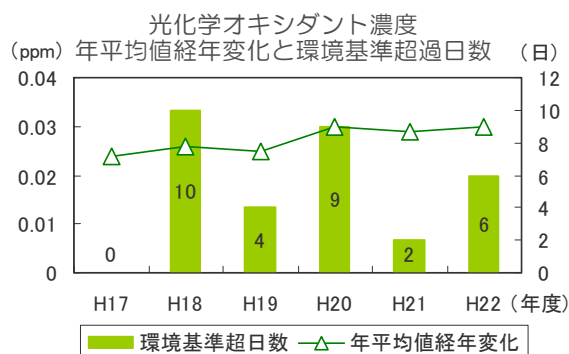
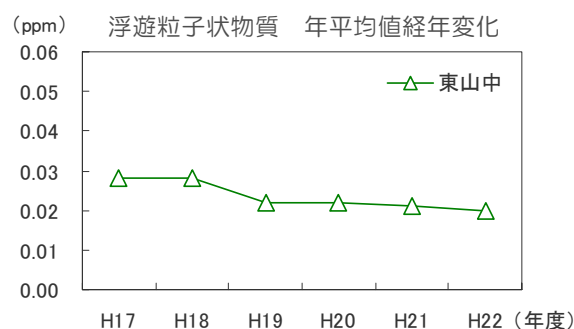
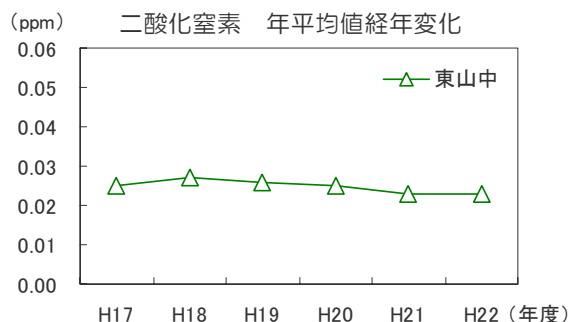
環境への取組、現状と課題

二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）⁵の濃度が減少するなど、大気環境は改善してきています。

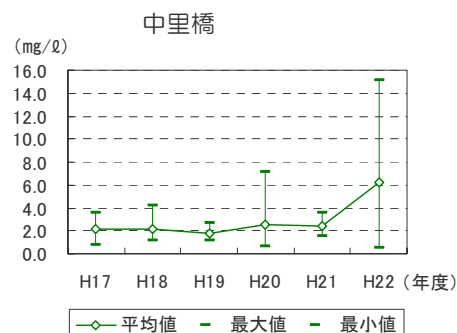
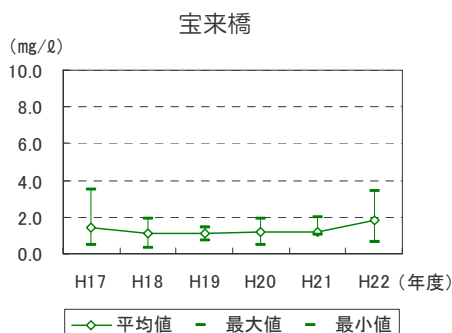
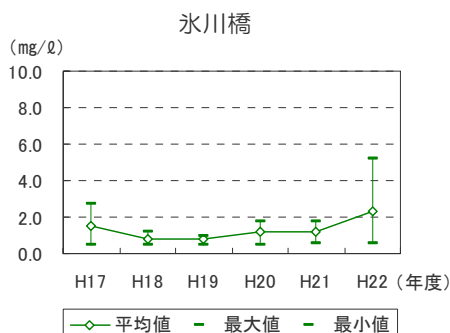
一方、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントについては、まだ都内の測定局においては環境基準を達成していません。また、揮発性有機化合物（VOC）⁶対策も課題のひとつです。

水環境については、東京都の清流復活事業により大幅に改善され、目黒川の3地点で定期的に水質を測定した結果、すべての項目で環境基準を達成しました。

しかし、目黒川では季節や測定地点によって環境基準を超えていたり、悪臭がするなどの課題が残されています。



目黒川の生物化学的酸素要求量（BOD）⁷濃度経年変化



⁵ 浮遊粒子状物質（SPM）とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものです。人の気道や肺胞に沈着し呼吸器疾患等を引き起こす恐れがあるため、環境基準が設定されています。

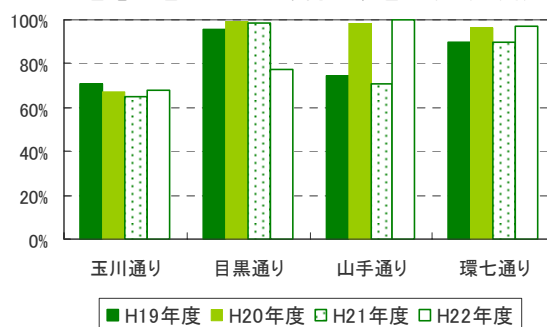
⁶ 揮発性有機化合物（VOC）とは、トルエン・キシレン等、揮発性をもつ化合物の総称です。塗料・インキ・溶剤・ガソリン等の成分に含まれます。

⁷ 生物化学的酸素要求量（BOD）とは、河川の水質を表す指標のひとつで、水中の微生物が有機物を酸化・分解する時に消費する酸素の量を示します。BOD 値が大きいほど汚濁物質（有機物）が多く、水の汚濁が進んでいるといえます。

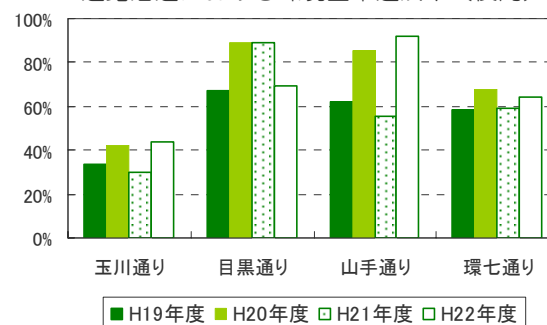
道路環境については、特に夜間の道路沿道における騒音の環境基準達成率が低く、深刻な状況にあります。今後も国や東京都と連携しながら、道路構造対策や沿道対策等を推進するとともに、区民、事業者にも協力を求めています。

生活環境をよりよいものとするため、引き続き、自動車排出ガス対策として、低公害車の導入や水環境改善のための取組等、区民、事業者の協力のもと、区が行うべき生活環境の改善の施策に取り組んでいく必要があります。

道路沿道における環境基準達成率（昼間）



道路沿道における環境基準達成率（夜間）



実現に向けた考え方

私たちの日々の暮らしや事業活動が、大気や水など地域の生活環境にどのように影響しているかを継続的に調査・分析し、その結果に基づいて生活環境の悪化の未然防止を図ります。

各種調査結果を公表し、大気環境の状況や水循環⁸の仕組みを理解することで、区民、事業者が大気汚染の防止や生活排水等による汚濁防止を心がけるように促します。

また、有害物質の適正管理とお互いの生活環境を守るための近隣公害の発生抑制に努めることで、安全で快適な生活環境の保全を目指します。

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
環境基準達成率（大気・水質・騒音等）^{*1}		
・ 大気環境：沿道の窒素酸化物濃度測定結果	—	全地点達成
・ 水 環 境：目黒川の水質測定値	—	全月達成
・ 騒 音：沿道の交通騒音測定結果（常時監視）	—	全 6 地点(昼間・夜間)で、 区の目標を達成
区民満足度^{*2}（環境に関するアンケートの新規項目）		
(例) 空気のきれいさ（排気ガス、悪臭等）	—	平成 24 年度実績+10%
川のきれいさ（水質）、水辺の親しみやすさ	—	平成 24 年度実績+10%
まちの静けさ（騒音、振動等）	—	平成 24 年度実績+10%

^{*1} 各項目の評価は単年度で行う

^{*2} 満足度調査で「満足」、「やや満足」と回答した区民の割合

⁸ 水循環とは、山林、農地、宅地等に降った雨が、地下に染み込んだり地面を流れて川や海へ流れ込んだりする過程で、大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れのことをいいます。近年では、生活の快適性や利便性の向上、産業経済活動の拡大のため、人為的な水循環が構築されてきており、この人為的な水循環の影響で、自然の水循環が単調化・阻害されているため、健全な水循環が求められています。

施策の目標 1-1-1

大気環境の保全

■ 施策の進め方

東京都のディーゼル車規制等により、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）等の大気汚染物質の濃度は減少し、環境基準を達成しています。

一方、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、環境基準を達成しておらず、主要発生源である揮発性有機化合物（VOC）対策も課題のひとつとなっています。

今後も引き続き、国や東京都と連携して、環境基準の達成を目指した取組を進めていくことが重要です。さらに、区内の大気環境のモニタリングを実施し、その結果を区民、事業者にわかりやすく周知することで、大気環境の現状についての理解を深め、事業者には工場排出規制等に自主的な取組を求めています。

また、フロンガス等の排出規制や、代替ガスへの転換に関する普及啓発を引き続き行います。

■ 主な施策

大気環境の監視・情報提供

大気環境調査を継続的に進め、調査結果等の大気環境データを公表します。

工場・事業場への排出規制の実施

東京都環境確保条例に基づき、工場・事業場からの排ガス等の規制・指導を行います。

光化学スモッグ対策

光化学スモッグ情報の提供を行うとともに、主要発生源である VOC について東京都が進める排出対策の情報提供・啓発を行います。

フロン回収促進及び代替物質への転換促進

オゾン層破壊及び温室効果をもつフロン等の削減のため、フロン代替物質への転換等の普及啓発を進めます。

施策の目標 1-1-2

水環境の保全

■ 施策の進め方

区の貴重な水辺である目黒川は、流域の都市化が進んだ昭和 50 年前後には汚れた川でしたが、清流復活事業として落合水再生センターから高度処理された下水処理水を送水したことにより、水質が改善され、魚や鳥が観察されるなど水辺環境も回復してきています。

川の白濁や悪臭といった課題は依然として残されていますが、引き続き、東京都や他区と連携して、目黒川の水質浄化に取り組むとともに、区内の河川や地下水等の調査と調査結果の情報提供を継続します。

また、公共施設の雨水利用のさらなる促進と、区民・事業者に対する啓発を行うとともに、浸透ます⁹を設置するなど、雨水流出抑制と水循環機能の回復を図ります。

■ 主な施策

水環境の監視・情報提供

河川や地下水の水質モニタリング調査を継続し、調査結果等の水環境データを公表します。

河川水質浄化

東京都や他区と連携し目黒川の水質改善策や臭気対策を行うとともに、区内の河川清掃等を行います。

工場・事業場への排出規制の実施

東京都環境確保条例に基づき、工場・事業場からの汚染物質排出の規制・指導を行います。

雨水流出抑制対策と水循環機能の回復

水資源保全のために地下水揚水規制や浸透施設の普及を進めます。また、「目黒区雨水流出抑制施設¹⁰設置に関する指導要綱」に基づき、雨水流出抑制施設（雨水浸透・一時貯留）の整備の促進を図ります。

⁹ 浸透ますとは、集水した雨水を、浸透性を持たせたますで地中へ浸透させる施設です。河川の氾濫等の軽減など雨水流出抑制効果があります。

¹⁰ 雨水流出抑制施設とは、降った雨が同時に川に流れ込んで川が氾濫しないように、降った雨を一時的に溜め込み少しずつ流し出す（貯留施設）、または地中に浸透させる（浸透施設）施設のことをいいます。

施策の目標 1-1-3

有害物質による汚染の防止

■ 施策の進め方

私たちを取り巻く生活環境には多くの化学物質等があり、その使用や廃棄に伴い、アスベスト¹¹やダイオキシン類¹²等の有害物質による汚染が問題となっています。

区民が安全で安心な生活を営めるよう、法令に基づく化学物質の適正管理を進めるとともに、これらの化学物質の分布状況や有害性等の情報を収集し、区民への提供に努めます。また、化学物質を取り扱う事業者による自主的な管理の改善を支援します。

今後、新たに化学物質に関連する問題が発生した場合は、危機管理の観点から調査や情報収集等を行い、区民への情報提供に努めます。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散したことに伴い、空間放射線量等に対する区民の健康不安を払拭するため、必要な対策を継続します。

■ 主な施策

工場跡地等の土壌汚染対策

東京都環境確保条例に基づき、事業者が行う工場跡地等の調査に関する指導を行います。

アスベスト対策

建築物等におけるアスベストについて、民間建物に対する調査分析等の支援を行います。また、解体業者等に対し、大気汚染防止法等に基づく届出遵守の啓発を行います。

化学物質の適正管理

東京都環境確保条例に基づき、区内事業場における化学物質の排出実態を把握します。

放射性物質への対応

原子力発電所事故の状況を注視しつつ、子どもの遊びや学びの場となる校庭・園庭等を有する施設を基本として空間放射線量等の測定を実施し、区が対応の目安としている数値が検出された箇所については、線量を低減する措置を講じていきます。

¹¹ アスベストとは、石綿（「せきめん」「いしわた」と呼ばれている天然に産する鉱物です。その繊維が極めて細いため、所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前は防音材、断熱材、保温材等で使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等で、石綿による健康障害の予防や、石綿の飛散防止等が図られています。

¹² ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称です。「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、PCDD、PCDF 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めてダイオキシン類と定義しています。人が意図的に生成するものではなく、塩素の入ったものを焼却する過程などで生じる化学物質で、現在の我が国の通常の汚染レベルは、ダイオキシン類によりがんになるリスクが生じるレベルではないと考えられています。

施策の目標 1-1-4

身近な生活環境の保全

■ 施策の進め方

自動車交通に起因する騒音・振動や、隣接した工場や作業場からの騒音・振動、さらに飲食店等の商業施設からの悪臭等、都市生活型公害の状況を監視し、法令に基づき対策を進めていきます。

また、日常生活音、飲食店の臭気、エアコン室外機の騒音等の生活公害を未然に防ぐため、区民同士がお互いに思いやり、健全な近隣関係が維持できるように、情報提供等を通じて区民の環境配慮への理解を高めていきます。

■ 主な施策

自動車交通騒音・振動の監視

区内主要幹線道路において自動車騒音・振動調査を行います。

工場等への指導

騒音規制法・振動規制法・東京都環境確保条例等に基づき、事業場や建設現場等から発生する騒音・振動の規制・指導を行います。

騒音沿道対策

道路騒音が著しい環七通り沿いにおいて、沿道地区計画に基づき、建築物の建築等に際し、後背地への道路交通騒音の防止を含め、良好な生活環境の形成に向けた規制・誘導を行います。

生活公害（騒音・振動・悪臭等）に係る相談・調整

生活公害の苦情受付や、原因究明、当事者間の紛争への対応を行います。



山手通り

基本方針 1-2

みどりあふれるまちで暮らす

環境への取組、現状と課題

近年、戸建住宅から集合住宅への建替えや、業務系ビルの建築など土地利用の変化により、まちのみどりは減少傾向にあります。

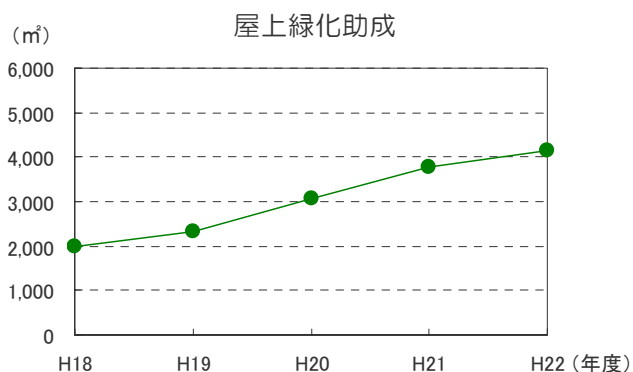
区では、住宅地のみどりを増やすため建築行為等の際の緑化計画制度の導入や「みどりのまちなみ助成」による支援等を実施してきました。

また、公園整備により、区内の公園面積は増加していますが、1人当たりの公園面積は平成23年4月1日時点で1.83㎡/人とどまっています。

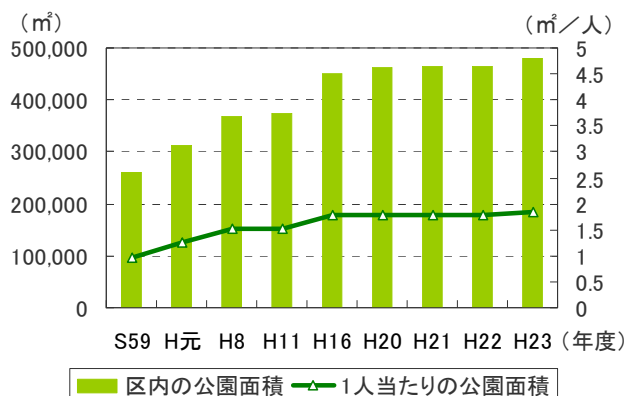
公園緑地は身近な生物の生息場所となるなど自然環境の保全と回復の拠点であり、一方ではまちづくりや地域の身近なコミュニティ活動が行われる場所として、区民の暮らしに深く結びつく場所となっており、面積的な確保にとどまらず、質的に多様な公園の確保・育成が求められています。

今後は、みどりの保全やみどりの創出だけでなく、生物多様性の保全・確保など、みどりの質の向上に重点を置いた取組が必要です。

本計画では、生物多様性の保全・確保を図る新たな指標を設定しました。



区内の公園面積・1人当たりの公園面積の推移



カントウタンポポ（都立林試の森公園）

実現に向けた考え方

みどりは良好な生活環境を構成する重要な要素です。区内に残された貴重なみどりの保全に努めるとともに、公園等の整備や公共施設の緑化を進め、生物多様性の観点から、みどりの拠点とネットワークづくりに取り組みます。これらの取組は、本計画の重点プロジェクトである「地形・地勢を意識した風とみどりと生き物のネットワークづくり」と関連が深く、都市における生物の生息環境の向上にも資するものであることから、一層推進していきます。

また、区民が身近にみどりを実感し触れ合えるように、住宅や事業所に日常的に触れ合える小さなみどりを導入し、自然と人とが共生する生活空間の創造に努めます。

これらの施策を進めるにあたっては、「目黒区みどりの基本計画」との整合を図ります。

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
みどりの量を把握する指標		
・ 緑被率 ^{*1}	17.1% ^{*2}	平成 27 年度までに 20% ^{*3}
・ 公園・ひろば等の面積	49.01ha ^{*4}	52ha
みどりの質（生物の豊かさ）を把握する指標		
・ タンポポ、ツバメ等の指標在来生物種の分布率 ^{*5}	37% ^{*6}	50%
みどりの質（効用や人との関わり）を把握する指標		
・ 公園等で活動を行う登録団体数	91 団体	100 団体
区民満足度（環境に関するアンケートの新規項目）		
（例）自然やみどりの豊かさ	—	平成 24 年度実績+10%
生きもの（野鳥、昆虫、魚等）とのふれあい	—	平成 24 年度実績+10%
身近なみどりの量や質	—	平成 24 年度実績+10%
公園や広場の環境、利用しやすさ	—	平成 24 年度実績+10%

^{*1} 緑被率は、毎年度数値を把握することは困難ではありますが、区内のみどりの量を把握する上で重要な指標であるため、「緑の実態調査」の実施時に実態を把握することとします。

^{*2} 平成 15 年度の値

^{*3} 「目黒区みどりの基本計画」の計画期間が平成 27 年度までであることから、同計画の改定に合わせて目標の見直しを行います。

^{*4} 平成 23 年 4 月 1 日現在

^{*5} 区内の番地（約 2,200 区画）のうち、指定在来生物種が確認された（報告のあった）割合

^{*6} 2000～2011 年までの累計

施策の目標 1-2-1

街なかのみどりの保全

■ 施策の進め方

公園・緑地・並木等のまとまったみどりは、生き物にとって重要な生息場所であるとともに、区民にとって、四季を感じ自然と触れ合える憩いの場です。また、まとまったみどりには、CO₂の吸収、ヒートアイランド¹³現象の緩和や、騒音の低減、強風時の防風等、私たちの暮らしに様々なプラス効果をもたらします。

このような区のみどりの拠点（大規模な公園・緑地・住宅地のみどり等）に対し、都市緑地法等の既存制度を活用するなど、保全の検討を進めます。また、開発・建築行為の際の、みどりの確保にも努めます。

■ 主な施策

みどりの拠点の保全

大規模な公園・緑地を核とするみどりの拠点として「目黒区みどりの基本計画」に位置づけられている『目黒の森』について、特にみどりを保全する地域として既存制度の強化適用を進める等の検討を進めます。

住宅地のみどりの保全

みどりの条例に基づく、保存樹木等やみどりの重点地区の指定を進めるほか、都市緑地法の手法（市民緑地制度、特別緑地保全地区）の活用等により、住宅地におけるみどりの保全を進めます。

開発・建築行為の際のみどりの確保

開発許可制度や緑化計画制度に基づき、大規模な開発や一定規模以上の建築行為等の際にみどりの確保を図ります。



保存樹林1号
「常圓寺のイチョウ」

¹³ ヒートアイランドとは、都心域の気温が郊外に比べ高くなる現象で、等温線を書くと島状に見えるためヒートアイランド（熱の島）といわれます。人工排熱（冷暖房・自動車）の増加や、自然地（土・水面・緑地等）の減少が原因で引き起こされます。

施策の目標 1-2-2

身近な場所にみどりを育てる

■ 施策の進め方

区内のみどりの約 6 割は民有地にありますが、戸建住宅から集合住宅への建替えなどの土地利用の変化により、民有地のまとまりのあるみどりや大きな樹木等が減少傾向にあります。

そこで、緑化助成（接道部（道路に面した部分）・屋上・壁面）の継続等により民有地の緑化を進めるとともに、公共施設の緑化を進めます。身近な場所にみどりを育てることにより、区民がみどりに関心をもち親しみやすい環境をつくります。

また、公園や緑地の改修時には、生き物の生息環境に配慮し、また管理運営に住民ボランティアが参加することで、質の高いみどりを確保します。みどりの現状と保全の大切さについて普及啓発や、みどりを増やす区民への活動支援等に引き続き取り組みます。

■ 主な施策 （★）：新たに設定した施策

民有建物における緑化の推進・支援

みどりのまちなみ助成制度（P31 参照）を活用し、民有建物における緑化（屋上、壁面、接道部等）を支援します。

公共施設における緑化の推進

公共施設では、民間施設（住宅・業務ビル等）の緑化のモデルとなるよう、敷地や屋上等の積極的な緑化を実現します。

身近な公園・緑地の確保と質の向上（★）

身近な公園・緑地について、立体都市公園の制度を活用した新たな手法による整備など量的な確保を進めます。

また、新設や既存公園の改修時に、安全に施設利用ができる環境づくりに加え、生物の生息環境に配慮した工夫（配置、樹種選定等）を行うなど、長期にわたって潤い感や安心感のある、豊かな質を持つ公園の整備・更新を進めます。

公園等の管理には、住民ボランティアが関わり、花壇、雑木林、土壌、生物の生息環境の向上に寄与し、質の高い公園等を維持します。

みどりを育てる区民等への活動支援

みどりを育てる団体や個人の活動へ支援を行います。

みどりへの関心向上のための普及啓発

多くの区民が、みどりの現状と保全の大切さに気づき、身近なみどりの育成に親しみや関心をもって活動に取り組めるよう、普及啓発を行います。

みどり・自然とふれあう体験の提供

都会では味わう機会の少ない収穫体験や、自然の中で行われる体験教室等を通じて、みどりや自然とふれあう原体験の機会を積極的につくります。

施策の目標 1-2-3

都市の生物多様性の確保

■ 施策の進め方

生き物の種類や生息環境が多様であることを「生物多様性」といいます。自然が失われつつあり、人口が集中する都市においても、生物多様性の確保は、差し迫った重要な課題であるといえます。

区では、生物の存在基盤である水や土壌に着目しながら、生き物情報の蓄積、学校ビオトープ¹⁴の設置等の施策に、地域住民とともに取り組んできました。

今後は、これまでの成果に基づき、区内の自然・生き物とのふれあいや学びを通じて、在来生物を大切にしたい目黒らしい生物多様性の確保のための戦略を定め、「目黒区みどりの基本計画」等に反映するほか、取組をさらに発展・強化していきます。

■ 主な施策 (★)：新たに設定した施策

生物多様性地域戦略策定と運用 (★)

区の生物多様性確保の将来ビジョンとなる「(仮称)目黒区生物多様性地域戦略」を策定し、その運用を行います。

自然・生き物の実態の把握と生き物情報の提供 (★)

みどりの実態調査や野鳥等の小動物調査等の専門調査を定期的を実施するとともに、区民参加による身近な生き物調査を継続し、区内のみどりの実態や変化を把握します。

また、生き物に関心をもってもらえるように、これまで蓄積した生き物情報を分かりやすくホームページ等で情報発信するとともに、専門調査では、調査結果を総合的に集計解析し、生物多様性の確保を目指したまちづくりを区民とともに実践します。

ビオトープのネットワーク化(エコロジカルネットワーク¹⁵の形成)と

より質の高い生息環境づくり (★)

学校や公園等のビオトープに民有地のみどりの拠点を加えてエコロジカルネットワークの形成を図るとともに、身近なみどりの質の向上を図るエコアップを進めます。

区内の自然・生き物を学ぶ機会の提供

区内の自然環境や生き物について学習する機会(自然観察教室等)を提供します。

また、教育委員会等と連携した学校での環境教育や、区内活動団体との協力によるイベントの開催、生き物調査結果を活用した環境学習教材づくり等、学ぶ機会について質・量ともに拡充を進めます。

生物多様性保全のリーダーの育成 (★)

区内の自然環境や生物多様性について豊富な知識と経験をもち、公園の管理運営を行うボランティアや、保全活動のリーダーとなる人材を育成します。

生物多様性に配慮した公園・緑地等の管理 (★)

生き物情報を活用し、公園や緑地等の比較的にまとまった規模の自然が残る場所において、生物多様性に配慮した管理方針を検討し、普及します。

¹⁴ ビオトープとは、生き物たちの生息する場所のことをいい、森林、湖沼、草地、河川、湿地、干潟などが代表的な例です。身近なところでは、多様な生き物たちが形作る小さな生態系をビオトープとして捉えています。近年、小学校などに設置されはじめ、環境を考えた総合学習などに幅広く利用されています。

¹⁵ エコロジカルネットワークとは、人と自然の共生を確保するため、生態的なまとまりを考慮した上で、自然地域を有機的に繋いだ生態系のネットワークのことです。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等、多面的な機能が発揮されることが期待されます。

基本方針 1-3

安らぎのあるまちをつくる

環境への取組、現状と課題

区では、これまでポイ捨て防止や違反広告物の除去、放置自転車対策等によってまちの美化や街並み景観の向上に取り組んできました。

また、区内の文化的歴史的資源の保全や、バリアフリー対策等、まちの魅力向上も図ってきました。

平成 22 年 4 月に区の地域特性に応じた良好な景観を形成していくため、「目黒区景観計画」を策定しており、今後、街並みの景観向上に取り組むにあたっては、目黒区の特徴である坂が多く起伏に富んだ地形や目黒川、歴史的資源等を活かしていくことが重要です。

実現に向けた考え方

地域に暮らす人々が、安らぎを享受できる地域社会の形成を目指し、まちの美化や景観まちづくりを推進します。

区民一人ひとりのまちの美化への取組が地域における活動に発展し、さらに地域全体でのまちの美化活動につながるように支援していきます。

また、地形や川、歴史的資源を活かし、区内の地域特性にあわせた魅力ある街並みの形成を図ります。施策を進めるにあたっては、「目黒区景観計画」との整合を図ります。

環境指標	現状 (H22 年度)	目標 (H33 年度)
区民満足度（環境に関するアンケートの新規項目）		
（例）まちの清潔さやきれいさ （たばこや缶のポイ捨てなどがない）	—	平成 24 年度実績＋10%
景色や街並みの美しさ	—	平成 24 年度実績＋10%



施策の目標 1-3-1

きれいで住み心地のよいまちづくり

■ 施策の進め方

きれいで住み心地のよいまちであり続けるためには、まちを清潔に保つこと、まちの美化の向上を目指して吸い殻等のポイ捨て、犬のふん放置などのマナーの徹底を図ることが必要です。

「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」に基づき、まちの美化に関する各種啓発活動や、区民、事業者等が行う清掃活動・落書き消去活動等のまちの美化活動の支援等に取り組みます。路上喫煙禁止事業は、屋内の禁煙化や喫煙率の推移をみながら、事業を展開していきます。

これらの取組を通じ、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という意識を広め、まちの美化の仕組みづくりを進めていきます。

■ 主な施策

地域美化活動支援

区民、事業者等が行う清掃活動・落書き消去活動等、地域のまちの美化活動に対する支援を行います。

吸い殻等のポイ捨て・犬のふん放置などのマナー普及啓発

「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」に基づき、路上喫煙禁止区域の指定や、喫煙マナーの普及啓発、まちの美化に関する啓発活動を行います。



吸殻等のポイ捨て禁止！



落書き禁止！



犬のふん放置禁止！

施策の目標 1-3-2

街並み景観の向上・歴史的文化的資源の活用

■ 施策の進め方

良好な街並み景観とは、建物・広告物・道路等における配慮（形状・色彩等）のみならず、樹木、川等の自然資源の保全や、歴史的建物・文化財・史跡等の歴史・文化的資源の価値認識も含めて、形成されるものです。この考え方のもと、「目黒区景観計画」に基づき、地域特性に応じた良好な景観の形成を進めます。

良好な景観形成を進めるに当たり、地域街づくり条例、建築協定等の仕組みを活用します。また、街並みの背景にある歴史・文化・風土を区民が学び、地域の環境に親しみ考える機会を提供します。



めぐろ歴史資料館

■ 主な施策

地域特性に応じた良好な街並み景観の形成

景観計画に基づき、地域街づくり条例や、地区計画制度、建築協定等の制度も活用しながら、地域住民主体の景観づくりを支援します。

また、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害を防止し、快適な道路空間を確保するため、区民団体及び交通管理者との連携を図り、違法な広告物の除却及び違反業者への是正指導を行います。

景観資源や歴史・文化的資源の保全とその価値を学び親しむ機会の提供

景観上重要な要素となる建造物や樹木等を保全します。また、街並みの背景にある歴史・文化・風土を区民等が学び、地域の環境に親しみ考える機会を提供します。

景観に配慮した公共施設（公共空間）の整備

区の景観上の骨格を形成する重要な公共施設等（河川・緑道・道路・鉄道等）や、街路樹等を適切に維持管理し、景観に配慮した公共空間を創出します。

また、区民が楽しみながら、郷土の自然や歴史に親しめるように、区内の代表的な公園や寺社等の緑地や史跡を結んだ「みどりの散歩道」の普及啓発に取り組みます。



旧前田侯爵邸洋館（駒場公園）



シジュウカラ



自然クラブ活動（駒場野公園）

みどりのまちなみ助成制度

●屋上緑化



助成対象

- ・敷地面積が 1,000 m² 未満
- ・最低 1.0 m² 以上を新たに緑化（上空から見える部分）

●壁面緑化



助成対象

- ・敷地面積が 1,000 m² 未満
- ・建築物の壁面に最低 1.0 m² 以上を新たに緑化

●道路沿い緑化



助成対象

- ・敷地面積が 500 m² 未満
- ・道路に面した場所に最低 1.0 m 以上を新たに緑化

●ベランダ緑化（平成 20 年 4 月から）



助成対象

- ・敷地面積が 1,000 m² 未満
- ・みどりが外側から見えるように緑化
- ・ベランダに最低 1.0 m² 以上を新たに緑化